第 7 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の基本事項

郡上市では、近世に形成された城下町の歴史を継承しながら近代化した郡上市八幡町の市街地(以降は、「郡上八幡市街地」と記載)に、歴史的建造物が広い範囲で分布しており、人々の活動とともに歴史的風致を形成している。重点区域においては、重要伝統的建造物群保存地区とその周縁部に広がる歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持及び向上のために、その保護を図る必要があると認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物としては、重点区域において、伝統的な水利用が行われ、郡上おどりが踊られ、大神楽が練り歩く、重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺に広がる町並みを構成する歴史的建造物などが想定される。城下町の歴史を伝える町家や社寺、近代洋風建築などの歴史的建造物や、伝統的な水利用施設である構造物が候補として考えられる。

歴史的風致形成建造物に指定して保全にあたる際には、その価値に留意し、将来的な文化財指定や登録も視野に入れることで、歴史的建造物としての保護につながるように努める。そのためには、文化財建造物としての価値を明らかにする調査を実施し、適切な歴史の継承に繋がるような修理を行う。また、郡上八幡市街地の歴史的建造物については、平成17年度の「市街地歴史的建造物悉皆調査(歴史的資源調査)」、同18~19年度で実施した歴史的資源調査などの既往の「歴史的建造物の実測調査」や、同22年度実施した「郡上八幡北町伝統的建造物群保存対策調査」、同26年度の「水のまちづくり推進事業総合調査業務」などがあり、他の歴史的風致地区については、同18年度に行った「石徹白の歴史的建造物、まちなみ調査」を活用し、調査が実施されていない建造物については、個々の建造物の価値を明らかにする調査を実施する。

今後、重点区域を拡大した場合に、重点区域にとなった地域についても、併せて歴史的風致形成建造物の候補の選定及び指定を含めて検討を進めていく。また、繰り返しの内容となるが、現在文化財部局で策定に向けて取り組んでいる「郡上市文化財保存活用地域計画」によって、新しく歴史的風致形成建造物の候補や調査を進められることが期待される。

歴史的風致形成建造物の指定においては、郡上市の歴史的風致を後世に伝えるために重要な建造物等であって、意匠性、技術性が優れたもの、または、歴史性、地域性、希少性などの観点から価値の高いもの、または、外観が景観上の特徴を有するもので、重点区域の歴史的風致の維持及び向上のために必要なものとする。

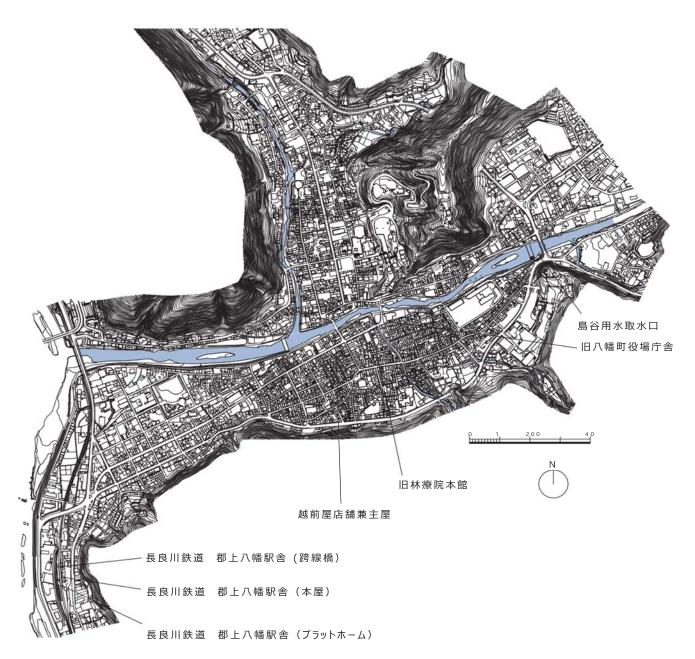
2. 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、建造物等の所有者及び管理者の意見を尊重した上で、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象とし、下記の基準に該当する建造物等を指定し、保存を図る。なお、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を図っていく。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物は除くものとする。

- ① 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第57条第1項に基づく登録有形文化財
- ② 岐阜県文化財保護条例(昭和29年条例第37号)第3条第1項に基づく県重要文化 財及び第7条の6第1項に基づく県重要有形民俗文化財、第8条第1項に基づく県 記念物。
- ③ 郡上市文化財保護条例第2条第1項に基づく市重要有形文化財、同条第3項に基づく市重要民俗文化財、同条第4項に基づく市記念物。
- ④ 景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物。
- ⑤ 郡上市景観条例第21条に基づく「郡上八幡市街地 まちなみづくり町民協定」 締結区域内で、歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、市長が 必要と認めたもの。
- ⑥ 歴史的景観形成上かつ歴史的風致の維持及び向上を図るうえで重要なもので、 市長が必要と認めたもの。

3. 歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の指定候補を下記に示す。



7-1 歴史的風致形成建造物候補の位置図

名 称 長良川鉄道 郡上八幡駅舎 所 在 地 郡上市八幡町城南町

所有者等 長良川鉄道株式会社

文化財指定 登録有形文化財 建築年代 昭和初期

関連する歴史的風致 郡上踊



本屋 昭和4年建築



跨線橋 昭和19年建築



プラットホーム 昭和7年建築

名 称 島谷用水取水口 所 在 地 郡上市八幡町 吉田川八幡大橋付近 所 有 者 等 郡上市 文化財指定 文化財指定なし 建築年代 昭和12年 関連する歴史的風致 水のまち郡上八幡



名	称	旧八幡町役場庁舎
所 在	地	郡上市八幡町島谷 520-1
所有者	音 等	郡上市
文化財種別		登録有形文化財 建築年代 昭和10年

関連する歴史的風致 郡上踊、城下町の大神楽



		旧林療院本館
	所 在 地	郡上市八幡町島谷 789-1
/2 T T T		郡上市
		登録有形文化財 建築年代 明治37年
	明士上フ匠	HART WIR LTERLINE



		越前屋店舗兼主屋	
	所 在 地	郡上市八幡町新町 926	
	所有者等	郡上市	
文化財指定 登録有形文 関連する歴史的風致		登録有形文化財 建築年代 明治初期	_
		史的風致 郡上踊、城下町の大神楽	

7-2 歴史的風致形成建造物候補一覧

5

3